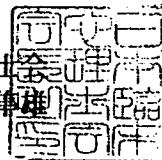


平成15年5月13日

## 要 望 書

国会議員各位

日本臨床心理士会  
会長 河合隼雄



### 臨床心理職の国家資格創設をお願いします。

日本臨床心理士会は、平成15年5月現在、8,773名の会員を擁する日本最大の臨床心理職の職能団体です。当会は、臨床心理職の国家資格創設について、以下のように国および国民にお願いしています。

#### 1. 国民の要請に応じて一定水準の心理的援助ができる、臨床心理職の国家資格を作ってください。

国民が臨床心理の専門家に相談したいと思っても、誰が信頼できる専門家なのか分からぬ状況が続いている。そこで、適切な心理学教育や訓練を受けた臨床心理の専門家が誰なのかを、国民にわかるように、臨床心理職の国家資格を作ってください。

#### 2. 臨床心理職の国家資格創設に際しては、「心理職」として位置づけてください。

医師は医学を学びます。看護師は看護学を学びます。社会福祉士は福祉学を学びます。心理的援助に専門的に関わる臨床心理職の学問背景は、臨床心理学です。臨床心理職は、どのような施設・機関で活動していても、臨床心理学を背景としているので「心理職」として位置づけてください。

#### 3. 臨床心理職は、広い領域の心理的援助をできるようにしてください。

現在、臨床心理職は、教育、医療・保健、福祉、開業、司法・矯正・保護・警察、産業など多岐にわたる領域で心理的援助活動をしている現状があります。これらの領域で同じ臨床心理職として心理的援助ができるようにしてください。

#### 4. 医療に携わる臨床心理職は、医師の「指導」にしたがって業務を行えるよう、お願いします。

臨床心理士のなかには、医療機関に勤務している者もいます。医療機関において傷病者を心理的援助の対象とする場合は、主治医の「指導」を仰ぎます。

#### 5. 高度専門職としての質を担保した臨床心理職の資格および養成制度の確立をお願いします。

臨床心理学に基づいた心理的援助活動は、知識だけでなく技能も必要とされています。このため、高度専門職に相応しい大学院修士課程による養成制度の確立をお願いします。